

STO実務対応報告、公表議決

IASB J

去る8月23日、企業会計基準委員会は、第485回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

STO実務対応報告

第484回親委員会(2022年8月20日・9月1日合併号(No.1653))情報ダイジェスト参照)に引き続き、実務対応報告公開草案63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」について、審議が行われ、委員全員の賛成で公表議決された。

ICOトークン論点整理

第147回実務対応専門委員会(同情報ダイジェスト参照)に引き続き、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に寄せられたコメントへの事務局分析が示され、議論された。

ICOトークンの発行者が何らかの義務を負担している(その他権利型)場合の会計処理について、

等の文案修正が提案された。
(2) IFRS 16号「リース」の設例(リースの識別―資産の稼働能力部分)

事務局から、ICOトークンに関する個々の取引および義務の内容を踏まえて会計処理を判断するという原則的な取扱いを定めるとする方向性が示された。

委員からは、「当面必要な事項のみ対応するアプローチもあるのでは」との意見が聞かれた。

リース会計基準の改正

(1) サブリース取引

これまでの議論を踏まえ、リースの分類について、現在価値基準等の具体的な分類要件の前に原則的な考え方を記載する

これからの提案に対して、委員から異論は聞かれなかった。

中期運営方針

第482回親委員会(2022年7月20日号(No.1650))情報ダイジェスト参照)に引き続き、中期運営方針の修正案が示された。委員からは異論は聞かれず、承認された。

会計

ステーブルコインを用いた取引に係る基準開発の進め方、検討

IASB J、実務対応専門委

去る8月9日、企業会計基準委員会は第148回実務対応専門委員会を開催した。

第45回企業会計基準諮問会議(2022年8月10日号(No.1652))情報ダイジェスト参照)において「資金決済法上の『電子決済手段』の発行・保有等に係る会計上の取扱い」を新規テーマとすることが提言され、

概要

今回の新規テーマは、改正資金決済法(来年6月までに施行予定)で定められた「電子決済手段」、すなわち、法定通貨と価値を連動させたステーブルコインを用いた取引が対象となる。

具体的には、同法2条5項各

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
9月12日(月)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年8月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
9月30日(金)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年7月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年6月期) 2カ月延長法人(令和4年5月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(7月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(7月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、4月、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

会計処理

号に規定するものである。1～3号については、法定通貨による償還が約されており、価格変動が想定されない。なお、3号の「特定信託受益権」は特定信託会社が発行者となり、信託財産を預貯金により運用するものとされる。そのため、受託者側の発行および保有の取扱いが基準開発の対象となり得ると考えられる。

一方で、4号は法定通貨による償還が約されておらず、現行法上は暗号資産に該当するものの、詳細は今後内閣府令で指定するとされている。

今後の進め方

前記を踏まえ、まず1号～3号の電子決済手段の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行い、3号については、受託者の会計処理を基準開発の範囲とするかどうかを検討することが考えられる。4号は内閣府令の公表後に検討の要否を判断する。

専門委員からは「1号～3号を4号に先駆けて検討すること、手戻りになる可能性はないのか」との意見があった。事務局は「今回の提言では、改正法の施行までに1～3号に係る会計処理の開発が求められたため、先行して基準開発を検討すべきと考えている」と回答した。

(1) 発行

1号・2号については、金融負債の定義を満たすかどうかを検討したうえで、満たす場合は「企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」および会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」に従った会計処理の可否が論点となると考えられる。3号については、信託の受託者側の会計処理を定める場合、金融商品会計基準等に加え、実務対応報告23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」における会計処理を参照しながら取扱いを検討する点とが考えられる。

(2) 保有

1号・2号は金融資産に該当するか否か、3号は金銭信託の受益権として処理できるかが論点となると考えられる。また、具体的には次の取扱いについて検討する。

- ① 預金と同様に現金同等物として取り扱うかどうか
- ② 時価評価の対象とするか、時価評価の対象としない場合に貸倒引当金等の評価減の対象とするか
- ③ 発生および消滅の認識時点

経理に「効く」法律雑学

代理人

取引をする際に「委任状」を書いたことはないでしょうか。委任状を提示する目的は、「誰との間で取引したのか」を明確にしておくことにあります。取引の際は「誰との取引なのか」が重要となります。その点が明確でなければ、相手が契約を守らなかったとき、誰を相手に訴えればよいのか、わからなくなってしまうからです。

取引の代理行為を誰かに委任した場合、法律上、委任した者を「本人」、委任された者を「代理人」といいます。代理人と取引する場合、法律に書かれている条件を充たさなければ、取引の相手である「本人」に請求できなくなってしまうので注意が必要です。代理人と取引して本人に請求ができる「条件」は次のとおりです（民法99①）。

- 代理人と称する人に、本人から「その取引の代理権」を与えられていること
 - その代理人が「本人のために取引する」旨を示したこと（顕色）
- 具体的には、「委任状」を提示してもらい、次の点をチェックすることにようになります。
- ① 本人の署名・捺印があるか

- ② その代理人に委任する旨が書かれているか
- ③ 委任事項にその取引が含まれているか

契約した後になって、代理人に権限がなかったことが判明すると、本人に請求することが難しくなってしまいます（なお、法律上の権利義務があるか否かの争いがある場合、相手は契約を守らない場合など、法律に関係するトラブルが発生している場合、報酬をもらう目的で紛争当事者の代理人になることは、原則として弁護士にしか認められていません）。

代理人に権限がなかった場合でも、例外的に、本人に請求できる場合があります。それは、本人に一定の落ち度があった場合です。たとえば、「パソコンの販売業者X社が、A社の社員Sとパソコンの売買契約を交わし、Sが契約書にA社の印鑑を押し」とし、Sに納品後、A社宛に代金の請求をしたところ、A社は、「Sに委ねたのは、パソコンのレンタルで、パソコンの購入までは頼んでいない」と述べました。この場合、Sにはパソコン購入の権限がなかったのだから、A社に代金の請求はできないように思えます。

す。しかし、A社は、社員Sに対し、パソコンをレンタルする権限は与えています。つまり、A社には、「越権行為をやるような社員に委ねた」という落ち度があります。

販売業者X社がSにパソコン購入の代理権があると信じており、そう信じるのもしかたなかった場合（X社の側に落ち度がない場合は、「表見代理」という制度によって、A社（本人）に代金の請求ができます（民法110）。

もともと、X社が、Sに購入権限がないことを知りながらパソコンを売った場合、表見代理は成立しません（A社に代金を請求できません）。さらに、X社がSの無権限を知らなかったとしても、X社の側に過失（落ち度）があれば、表見代理は成立しません。

たとえば、Sが「会社の印鑑は持っていない。契約書には自分個人の認め印を押し」と言った場合は、A社に連絡してSの代理権を確認する必要があります。もし、そのままSと契約を交わしてしまうと、X社に過失があるとされ、表見代理が成立しない（A社に代金を請求できない）可能性が高くなってしまいます。

白川 敬裕

SICRの判定時の取扱い等、検討

—ASBJ、金融商品専門委

企業会計基準委員会は、去る8月9日に第185回、同22日に第186回金融商品専門委員会を開催した。金融資産の減損の会計基準の開発に関し、ステップ2で検討する次の論点について、審議が行われた。

債権単位での信用リスクの著しい増大(SICR)の判定

(1) 定め

IFRS9号「金融商品」の予想信用損失(EL)モデルでは、金融資産の当初認識以降にSICRが生じた場合に全期間の予想信用損失を見積る。そのため、貸付けごとに当初認識時における信用リスクから期末時における信用リスクの著しい増大を把握し、測定する必要があるとしている(相対的アプローチ)。

(2) 実務上の困難さ

IFRS9号の相対的アプローチを採用する場合、日本基準は絶対的アプローチであるため、信用リスクの変化を債権単位で把握する必要性や、信用リスク・データを整備し各金融資産

わが国における現行の信用リスク管理や引当実務と親和的な適用イメージを規範性のない教育文書で示す。

*

専門委員会からおおむね同意が示されたものの、「SICRでは定量判定だけではなく、定性情報も踏まえることが重要と考える。その点も記載したほうがよい」という意見も挙がった。

また、8月23日開催の第485回親委員会でも本テーマが議論された。

委員からは「教育文書のデュエプロセスが重要」、「設例で示す選択肢も比較しながら検討しては」などの意見が聞かれた。

SICRの判定時における担保の考慮

(1) 概要

IFRS9号では、SICRの評価については予想信用損失の金額の変動ではなく、金融商品の予想存続期間にわたるデフォルト・リスクの変動を用いる必要がある(IFRS9号5.5.9項)。SICRの評価手法としてさまざまなアプローチが認められているところ、担保の影響は考慮されないとされる。一方、担保の価値の変動が

デフォルト・リスクに影響を与える場合(例…住宅価格の下落に伴う担保価値の低下等)には考慮され得るとされている。

わが国の銀行等金融機関の実務においては、基本的に債務者ごとに信用リスクを管理し債務者区分を基礎に引当を行っており、担保の有無は債務者区分に反映されていないため、担保の価値をSICRの評価で考慮しないことに実務上の困難さは生じないと考えられる。

前記を踏まえ、IFRS9号の定めをそのまま取り入れることが考えられる。

*

専門委員会からは、事務局提案におおむね同意が示された。

信用リスクが増大した場合の利息収益の認識

(1) 概要

IFRS9号では、信用減損したステージ3の金融資産については、金融資産の償却原価に実効金利を適用する必要がある(IFRS9号5.4.1項(b))。なお、購入または組成した信用減損金融資産は、金融資産の償却原価に信用調整後の実効金利を適用する必要がある(IFRS9号5.4.1項(a))。また、

利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用しており、信用減損金融資産に係る利息収益については、損失評価引当金を控除した償却原価に実効金利を適用するとしている。

他方、日本基準では債権の未収利息に関して不計上とする実務が広く行われている。

IFRS9号では、実効金利法による償却原価を前提とした利息収益の算定と予想信用損失の算定は連携している。そのため、本論点は、前回専門委員会(2022年8月10日号(No.1652))情報ダイジェスト参照)で審議した「貨幣の時間価値の考慮」と同様に、債権の測定(実効金利法による償却原価測定)に関する取扱いとセットで検討する必要がある、具体的には、次の2つの取り入れ方が考えられるとした。

- ① 分類および測定において実効金利法を採用することあわせて、IFRS9号の規定を取り入れる。
- ② 分類および測定に関する定めは変更せず、未収利息不計上の取扱いを維持する。

また、本論点は分類および測定において、実効金利法による償却原価を採用するかどうかに関わるため、「貨幣の時間価値の考慮」とあわせて引き続き検討を行うことが提案された。

専門委員からは「仮にIFRS

S9号の定めを取り入れる場合、金融商品会計基準以外の基準にも影響が及ぶ可能性もあり、基準開発に膨大な時間がかかるのでは」といった意見が出た一方、定めを取り入れずに国際的な比較可能性が損なわれることへの懸念も聞かれた。

会計

使用権資産の表示方法、再提案

—ASBJ、リース会計専門委

去る8月24日、企業会計基準

委員会は第119回リース会計

専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

表示および注記

第117回リース会計専門委

員会(2022年8月1日号(No.

1651)情報ダイジェスト

参照)の審議を踏まえ、借手に

ついて次のような再提案がされ

た。

(1) 事務局提案

① 使用権資産の表示方法

固定資産に新たに「使用権資産」の区分を設ける方法とする案に反対意見も多く聞かれたため、次のいずれかの方法によるとする再提案が示された。

(i) 対応する原資産を自ら所有

していたと仮定した場合の表示科目に含めて表示

(ii) 原資産が有形固定資産か無

形固定資産かによって、それ

ぞれの資産において使用権資

産として区分して表示

② 開示目的および当該開示目

的を満たすために必要な追加

の定性的・定量的情報

定められた注記事項以外で

あっても開示目的に照らして注

記する情報は、会計基準に例を

示す。

③ 短期リースおよび少額資産

のリースに係る費用の開示

短期リースは開示を要求し、

少額資産のリースは求めない。

② 専門委員の意見

専門委員からは「③の短期

リースの開示も実務上負担がある。金額的重要性がない場合は不要としては」等の意見が聞かれた。

(3) 親委員会の意見

8月23日開催の第485回親

委員会でも本テーマが議論さ

れ、委員からは、おおむね賛意

が示された。

セール&リースバック取引

第118回リース会計専門委

員会(2022年8月10日号(No.

1652)情報ダイジェスト参

照)に引き続き、審議が行われた。

(1) 事務局提案

セール&リースバック(S&

LB)取引については、米国基

準のモデルを採用している。そ

こでその定めを参考に、S&L

Bによる資産の譲渡が売却に該

当するかどうかの判断に関し

て、リースバック(LB)がファ

イナンス・リースに該当する場

合の原則的な考え方を、適用指

針の本文に次のように記載する

案が示された。

LBにより、売手である借手

が、資産からもたらされる経済

的利益のほとんどすべてを享受

することができ、かつ、資産の

使用に伴って生じるコストのほ

とんどすべてを負担することと

なる場合、売手である借手による資産の譲渡は売却に該当しないと判断するものとする。

また、日本基準、IFRS、

米国基準における設例をすべて

採り入れない案が示された。

(2) 専門委員の意見

専門委員から「日本基準と米

国基準の基準差は残る。解消で

きないならば、基準差があるこ

とを明確化すべき」との意見が

聞かれた。

(3) 親委員会の意見

8月23日開催の第485回親

委員会でも議論され、委員から

特段の異論は聞かれなかった。

時価開示適用指針の改正

リース会計基準の改正に伴う

企業会計基準適用指針19号「金

のか疑問」との意見があった。

国際会計

比例償却法使用の税額控除に関する投資のASU案、公表—FASB

去る8月22日、FASBは

会計基準アップデート(AS

U)の公開草案「投資—持分法

とジョイント・ベンチャー(ト

ピック323)——比例償却法を使用

した税額控除の構造への投資の

会計(以下、「公開草案」とい

う)を公表した。

融商品の時価等の開示に関する適用指針」の改正に関して、「金融商品の時価等に関する事項」および「金融商品の時価のレベル」との内訳等に関する事項について、次の事務局案が示され、議論された。

・リース負債(借手) ↓ 現行の取扱いを変更し、時価開示の注記を要しない。
・リース債権等(貸手) ↓ 現行の取扱いを変更せず、時価開示の対象とする。

専門委員からは、「貸手について、リース債権の公正価値の開示作業はコスト負担が大きいの。コストベネフィットがあるのか疑問」との意見があった。

公開草案は、一定の条件を満たす限り、投資が税額控除を獲得する構造に関係なく、税額控

除を受けることが主な目的である持分投資について、比例償却法を使用する会計処理の選択を認めている。

比例償却法では、企業は、投資の当初の原価を税額控除とその他の税務上の便益に比例して償却し、「償却」と「税額控除」とその他の税務上の便益」の純額を、税金費用を構成するものとして、損益計算書で認識する。

公開草案は、比例償却法の適用に必要な条件を一部改訂している。また、比例償却法を適用した投資に関して、「投資の概要」と「タックスエクイティ持分投資と関連する税額控除の認識と測定が財政状態と損益に及ぼす影響」の開示を要求している。

適用日は未定である。コメント期限は2022年10月6日。

税務

阪田渉・新長官インタビュー

—国税庁

6月に国税庁長官に就任した阪田渉氏は、国税記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負等を語った。

就任にあたっての抱負

納税者の皆様が、より便利に、よりスムーズに申告や納税ができるよう、納税環境の整備に不断に取り組み、適正な申告を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、悪質な納税者に対しては組織を挙げて厳正な姿勢で対応を行っていく。

経済社会のデジタル化が急速に進展するなかで、さまざまなデータを分析・活用し、課税・徴収の効率化・高度化をさらに

前進させていきたい。

消費税のインボイス制度対応

来年10月からの制度実施に向けて、各種説明会や事業者団体への講師派遣などを実施している。まず、準備の第一歩として、登録申請期限である来年3月を待たず、早期の登録申請を検討いただきたい。



ウィズコロナの税務調査

税務調査等の実施にあたり、データ等を活用し、申告漏れ・計算誤りなどが想定される納税者を的確に抽出したうえで、調査必要度に応じて、実地調査や、書面や電話などの非対面の方法など、さまざまな手法を組み合わせて、税務コンプライアンスの向上に努めていく。また、大規模法人を中心に、Web会議システム等を活用したリモートに

税務

重藤哲郎・新局長インタビュー

—東京国税局

東京国税局長の重藤哲郎氏は就任にあたり国税記者クラブとの会見に応じ、抱負等を語った。

就任にあたっての抱負

東京局では、近時不祥事が相次いでいるため、その信頼を取り戻すことが一番の課題と考えている。また、コロナ禍は依然継続しているため、感染防止に配慮した事務運営が必要である。

そのうえで、昨今のデジタル化に対応するため、国税組織としてのDXが不可欠である。デジタル技術を利用して、適正な申告が行いやすい環境の整備や、データを活用した税務調査

による調査を実施している。

国税当局のDXに向けた取組み

昨年6月、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」の取組方針を策定し、12月には具体的な工程表を公表した。「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」の2つの柱を立てて、税務手続や事務運営の抜本的な見直しを進める方針を明確化している。

納税猶予の特例適用者に対する今後の対応

猶予期間が終わったからといって、すべての該当者の状況が改善しているわけではない。厳正な徴収を行いつつ、納税者の実情に配慮し、個別の対応も行っていく。

税務調査の今後の取組み

富裕層への調査については、所得税だけではなく、贈与税や法人税、海外取引の考慮等、総合的な対応力が求められるため、国税当局全体で対応していく。

消費税の不正還付については、国庫金の詐取という側面が強いため、しっかりと審査し、厳正に対処していく。

インボイス制度の円滑な導入に向けた取組み

制度開始の2023年10月から登録事業者となるための原則的な申請期限は、2023年3月末までとなっており、あまり先の話ではない。事業者のタイプによって必要な準備等が異なるため、制度の周知・理解に向けて、組織を挙げて対応していく。

コロナ対応・感染防止対策

基本的な感染防止対策に加え、これまで以上にe-Taxを促進し、自宅からの申告を拡大していきたい。また、リモート調査を実施する際の当局側の環境整備を進め、納税者の利便性向上と税務調査の効率化に取



この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年8月3日	本部監査役スタッフ研究会2022年版「監査役監査と監査役スタッフの業務」	監査役協会	監査役および監査役スタッフの活動を具体的かつ網羅的に記述した監査役監査の業務マニュアル等を改訂したもの。会社法改正およびコーポレートガバナンス・コード適用開始後に定着した事例や実態の研究報告を反映している。 https://www.kansa.or.jp/news/post-6273/	—
2022年8月9日	「監査基準委員会研究報告第6号『監査報告書に係るQ&A』の改正について」(公開草案)	JICPA	監査報告書の誤用防止の観点から、開示書類等において、監査報告書を開示せず、監査を受けている旨の記載を企業が行う場合の留意点(状況例ごとの起こり得る利用者の誤解と対応例等)のほか、EDINETで提出する監査報告書関係のQ&A(記載内容の適切性を確保する取組み等)を追加したもの。コメント期限は9月14日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220809eah.html	—

金融

日銀の利上げの前に必要な内需拡大政策

総務省が8月19日に発表した7月分の全国消費者物価指数(CPI)は、前年同月比で総合指数は2.6%、総合指数から生鮮食品を除いた指数(コア)は同2.4%、生鮮食品とエネルギーを除いた指数(コアコア)は同1.2%、それぞれ上昇した。WTI価格で16ドルまで落ち込んだ2000年基準の指数なので、総合指数とコア指数は2%を超える伸び率となったが、エネルギー価格を除いたコアコア指数が国内需要の実態をより正確に反映した指数といえるよう。

7月分のアメリカのCPIは、総合が8.5%、米国型コア指数が5.9%の上昇となっている。総務省のデータから日本のデータを米国型に引き直すと、日本は0.4%上昇となる。アメリカの15分の1の伸び率で、アメリカの利上げに合わせて円安是正のために日本も利上げすべき、という議論が不適切なのは、この数字からも明らかだ。また、アメリカに比べて日本は、7月のデータをみても全体

の物価上昇率に占めるエネルギー価格の上昇率の割合が大きいため、アメリカに比べて費用押上げ(コストプッシュ)型インフレの様相が強い。需要率引(デマンドプル)型インフレであれば、そのままGDP拡大につながるため、利上げは拡大ペースが鈍化するだけだ。しかし、コストプッシュ型は価格上昇を数量減少が相殺するため、利上げによる総需要減少は、そ

のままGDP縮小につながる。

したがって、日本はデマンドプル型のインフレと景気拡大の好循環を達成するために、内需拡大政策が重要となる。給与水準の向上を狙った賃上げ促進税制だけでは足りない。来年4月の黒田総裁の任期切れや、リフレ派から非リフレ派の審議委員への交代など、その都度市場の思惑は生じるが、この内需拡大政策の議論を差し置いて日銀の利上げや出口戦略はない。まして、利上げの前に財政健全化が必要といった政策議論は非現実的である。

証券

ウクライナ侵攻半年、意外だった株価の動き

ロシアによるウクライナ侵攻が始まって半年が経った。現状、侵攻は長期化の様相を強め、停戦の兆しは不透明である。2月下旬に戦端が開かれた際、世界の株式市場は暴落に見舞われ、2022年初年来の最安値を記録した。その後は侵攻の状況、世界的なコロナ禍の動向、米連邦準備制度理事会(FRB)の金融政策などに反応しながら一進一退を繰り返した。この半年間で主要国の代表的

株価指数が最安値をつけた時期は、3月(日本、香港、イギリス、スペイン)、4月(中国)、6月(アメリカ、オーストラリア、インド)、7月(ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ブラジル、韓国、台湾、シンガポール)となった。侵攻やコロナ禍の状況で分散したとみられる。そして、7月半ば辺りから米市場に引く張られる形で、世界的な株価同時上昇が始まった。ウクライナ侵攻の行方、米FR

Bの金融引締め政策はどのように展開していくのか、世界的な不安は一向に縮小しないなかで、多くの投資家にとって意外感のある株高であったとみられる。

実は、この間の株高が一番目立ったのは日本市場であった。日経平均は8月18日に29,000円台を回復、今年の新値に近づいた。7月半ばからの株価上昇で、株価は今年最高値にも接近した。

この夏、日本株式市場の環境が他の主要国市場よりも恵まれたとはいえないだろう。あえていえば、企業収益の水準からすれば、日本の株価は割安が続いてきたが、この夏にそれが見直された(加えて急速な円安が海外依存度の高い企業の収益を押し上げた?)のかもしれない。では、夏以降も意外な株高は期待できるだろうか? ウクライナ侵攻の停戦、終戦といった見通しが出てくれば、一気に市場の様相は変わってくるのが期待できる。しかし、この確率は極めて低い。これからも米FRBの金融政策スタンスの動向に一喜一憂する基本的な状況が続くと考えられる。意外な株高は何回も期待できるものではない。